

焼津市 通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組方針～



焼津市通学路等対策推進会議

1 目的

平成 24 年に全国で登下校中の学童等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、焼津市では平成 24 年 7 月に市内 13 小学校の通学路において、関係機関（学校関係者、焼津警察署及び道路管理者等）による緊急合同点検を行い、点検結果に基づき各種の安全対策を実施することにより、通学路の更なる安全確保に努めているところであります。

このような中、平成 25 年 12 月 6 日付け 3 省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組について」により、継続的な通学路の安全確保に関する取組を推進していくために必要と考える基本的な進め方が示されました。

このため、本市では関係機関の連携を強化し、効果的かつ効率的な通学路の安全確保に向けた取組を継続することを目的として、「焼津市通学路対策推進会議」を組織し、本市の通学路対策に関する取組の基本方針となる「焼津市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和元年 5 月 8 日に滋賀県大津市で発生した保育園児交通死亡事故を受け、対象範囲を通学路に加え、園児の通園路及び園外活動の通行路にまで広げ、より一層の交通安全対策の推進を図ることとした。

2 通学路等対策推進会議の設置

関係機関との連携を図るため、通学路等の安全確保に向けた実効性のある組織として「焼津市通学路等対策推進会議」を設置する。

また、組織体制及び構成員については、別紙 1「焼津市通学路等対策推進会議組織体制図」及び別紙 2「焼津市通学路等対策推進会議 構成員」のとおり構成し、年 2 回の開催を基本とする。

なお、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所については、「対策の策定」及び「対策の改善・充実」等を検討する際に、必要に応じて、連携を図るものとする。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

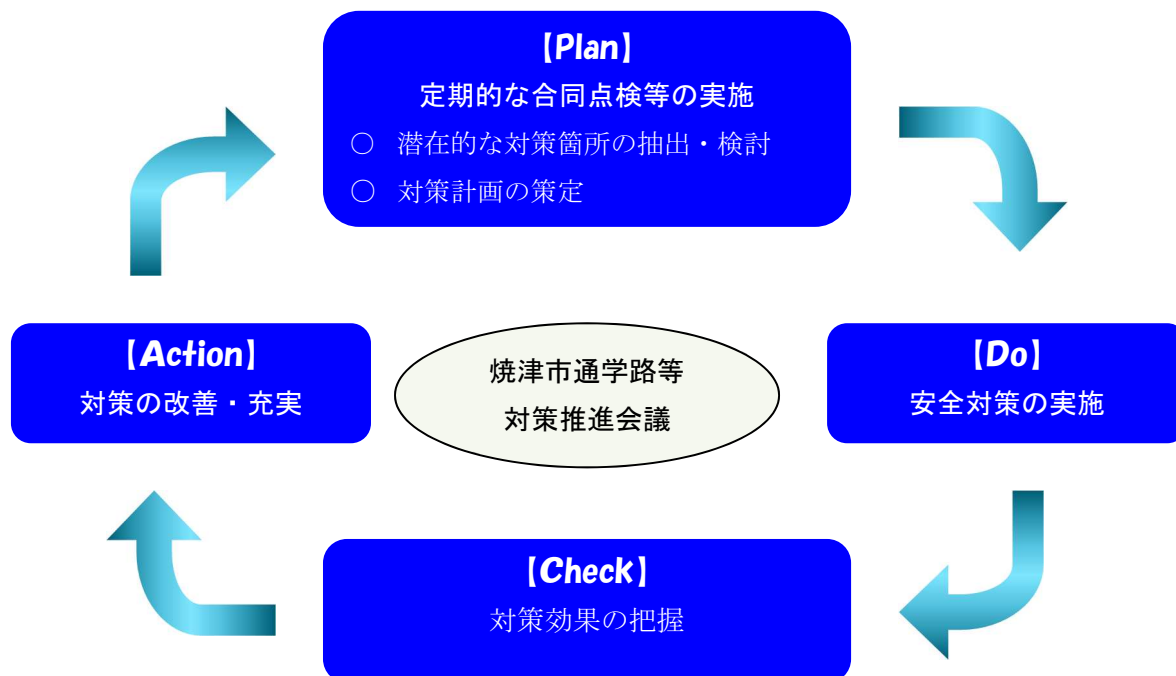
通学路等対策推進会議では、継続的な通学路等の安全確保に向けた取組を推進するため、緊急合同点検後も必要に応じて点検等を実施し、対策の改善及び充実を図るものとする。

また、これらの取組を P D C A サイクルとして、継続的に実施し、通学路等における交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進を図るものとする。

なお、具体的な取り組み内容として、学童、園児の目線から観たハード及びソフト面での交通安全対策を具現化することで、交通ルールへの遵守と規範意識の高揚を図るべく、学童から家族や身近な人たちに発信していただき、安全で安心して通学できる道路等の整備と併せた“総合的な人に優

しい”交通安全対策を行い、通学路等における交通事故の抑止を図るものとする。

【焼津市における通学路等の安全確保に向けたPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検等の実施 (Plan)

通学路等対策推進会議では、継続的な取組として、焼津警察署、道路管理者に市の関係部局を含めた関係機関が連携し、潜在的な対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、合同点検や交通診断（焼津警察署主催）等による現地調査を実施するものとする。

(3) 対策計画の策定 (Plan)

対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な対策計画を策定（変更）する。

なお、対策計画の策定にあたっては、必要に応じて、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所と連携を図るものとする。

(4) 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するよう、焼津警察署、道路管理者に市の関係部局を含めた関係機関により連携を図るものとする。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ア 対策実施後の箇所については、その効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとする。
- イ 既存の関係機関等と連携し、対策効果の検証等を行うものとする。
- ウ 過年度に実施した合同点検にて策定した対策計画について、対策の進捗管理や対策効果の検証等を実施するものとする。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図るものとする。

なお、対策内容の改善及び充実については、必要に応じて、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所と連携を図るものとする。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

施設ごとの点検結果や対策内容等については、関係機関で認識を共有するため、別紙3「合同点検に基づく要対策箇所整備進捗状況リスト」及び別紙4「通学路等対策箇所図」を作成し、市のホームページ等により公表するものとする。

なお、公表にあたっては、通学路等の経路が特定される恐れもあることから、関係機関との協議により、公表の可否、内容、方法等を検討するものとする。

5 参考資料

- (1) 対策実施のスケジュール
 - (2) 通学路等の安全確保に係る合同点検箇所一覧表
- ※ 通学路等対策推進会議で作成する資料

附 則

このプログラムは、平成26年3月27日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、平成27年5月29日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、平成29年5月24日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、平成30年5月21日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、令和元年8月28日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、令和2年6月15日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、令和2年11月6日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、令和３年８月２６日から施行する。

附 則

改正後のプログラムは、令和５年６月１９日から施行する。

【別紙 1】

【焼津市通学路等対策推進会議 組織体制図】

【警察関係者】

- 静岡県焼津警察署交通課

【交通安全推進団体】

- 静岡県交通安全協会焼津地区支部

【道路管理者等】

- 静岡県島田土木事務所
- 焼津市市民環境部 くらし安全課
- 焼津市建設部 土木管理課・道路課・河川課

【教育委員会】

- 焼津市教育委員会事務局
学校福祉部 子ども支援課
- 市内 13 小学校
- 市内 9 中学校

【こども未来部】

- 保育・幼稚園課
- 保育・幼稚園等 48 施設

【焼津東小】

【焼津西小】

【焼津南小】

【豊田小】

【小川小】

【東益津小】

【大富小】

【和田小】

【港小】

【黒石小】

【大井川東小】

【大井川西小】

【大井川南小】

【焼津中】

【大村中】

【豊田中】

【小川中】

【東益津中】

【大富中】

【和田中】

【港中】

【大井川中】

【公立保育所 4 園】

【私立保育所 9 園】

【小規模保育施設 17 園】

【事業所内保育施設 1 園】

【公立幼稚園 6 園】

【私立幼稚園 11 園】

【別紙 2】

《焼津市通学路等対策推進会議 構成員》

所 属 等	備 考
焼津市 教育委員会事務局 学校福祉部 子ども支援課	
焼津市 こども未来部 保育・幼稚園課	
静岡県 焼津警察署 交通課	
静岡県 交通安全協会 焼津地区支部	
静岡県 島田土木事務所 企画検査課	
静岡県 島田土木事務所 工事第2課	
焼津市 市民環境部 くらし安全課	
焼津市 建設部 土木管理課	
焼津市 建設部 河川課	
焼津市 建設部 道路課	事 務 局